

「南相馬市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」

1 策定の背景

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）は、障害者基本法の基本的な理念に則し、「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（「以下「基本方針」」）では、差別を解消する措置として、国及び地方公共団体において、具体例を盛り込んだ対応要領を定めることとされています。

（地方公共団体においては、努力義務）

2 策定の趣旨

平成 28 年 4 月 1 日より障害者差別解消法が施行されるに伴い、職員が事務又は事業を行うにあたり、「障がい者に対して不当な差別的取扱いをしないこと」及び「社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮」について、「基本方針」等に基づき、適切な対応を行うために必要な考え方をまとめ、本要領を策定したものであります。

（施行日：平成 30 年 4 月 1 日とする。）

3 策定方法

福島県等策定の職員対応要領をもとに素案を作成のうえ、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会（*1）委員から意見を聴取して策定。

（*1）南相馬市・飯館村地域自立支援協議会：障がい者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。（相談支援事業者、障がい者団体代表、障がい者福祉施設代表などで構成。）

4 対象範囲

（1）障がい者

障害者基本法第 2 条に定める「障害者」とします。

（2）職員

全ての市職員とします。

5 障がい者を理由とする差別を解消するための措置

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うこと（サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為）の禁止。

(具体例)

- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 など

(2) 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁(*2)の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(*2) 社会的障壁:障がいがある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など。

(具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助、携帯スロープを渡すなどする。
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- ※ 障がい者への対応にあたり、障がい種別に応じた対応方法について、職員対応要領に記載。

※ 障害者差別解消法の趣旨（守るべきこと）

区分	差別的取扱いの禁止	合理的配慮
国・地方公共団体など	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	努力義務

6 相談の集約

全庁における「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の対応については、障がいの特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性が高いものが見込まれることから、今後の対応に生かすために、各課等における対応結果について、社会福祉課で集約することとします。（具体的な相談事例等を蓄積して、全庁で共有化を図る。）

また、社会福祉課は、集約した結果について、毎年度、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会全体会において報告することとします。

7 職員等への研修

管理者研修及び初任者研修などの機会を据え、障がいに関する職員の理解の促進を図るとともに、法の趣旨の普及及び啓発に取り組むこととします。